

月刊 労運研レポート No. 61

2019年7月10日号

<巻頭言> 「老後 2000 万円不足」問題を考える	清水 英宏	2P
6/25 労働弁護団「解雇無効時の労働契約解消制度」学習会	事務局	4P
移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019	鳥井 一平	7P
外国人技能実習制度の問題点と労働運動の課題	小山 正樹	8P
6/6 院内集会「いますぐどこでも最低賃金時給 1500 円をめざそう」	東海林 智	10P
「全国一律最賃」と「最低賃金時給 1500 円」の実現を	河添 誠	11P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

<巻頭言>

「老後 2000 万円不足」問題を考える

清水英宏（全国自治体労働運動研究会）

金融庁報告書の示したもの

6月3日、「金融審議会市場ワーキング・グループ報告書」（以下、報告書とする。）が公表された。そのタイトルは「高齢社会における資産形成・管理」である。これは、麻生太郎金融担当相が金融審議会に諮問し、提出された報告書である。報告書は、21名の委員、13の政官財の省庁や団体がオブザーバーとして加わり、昨年9月から12回も議論をして出されたものである。当初麻生大臣は、報告書を評価していたが、「老後資金2000万円必要」とマスコミで報道されると、「100年安心の年金」との政府の今までの説明とは食い違うのではないかと批判が噴出した。参議院選挙を前に、争点になるのを避けたい安倍首相と自民党執行部は、政府の方針ではないと火消しに躍起になった。そして、麻生大臣は「報告書は受け取らない」と6月11日の記者会見で表明し、自らの責任逃れに終始した。

今回の市場ワーキング・グループの検討の課題は、現在の金融資産は貯蓄に回っており、「証券投資（株式や債券、投資信託など）」を行っている割合は2割以下で、これを「長期・積立・分散投資」にいかにつなぐかということである。

*この本体の内容の批判については、「週刊金曜日6月28日号」の萩原博子の『政府の口車に乗って投資をしてはいけません』を参照してください。

そのための現状分析の中で、「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職の世帯」の平均的な姿で見ると、「20年間で約1300万円、30年間で約2000万円」を保有する金融資産から取り崩ししかない」という結果が出されたのである。

報告書では、年金は夫婦2人で月額19万1880円となっている。「平成29年度厚生年金保険・国民年金の概況」（平成30年12月厚生労働省年金局公表）によると、平均受給額は厚生年金で月額144,903円、国民年金で51,565円となっており、ほぼ近い額となっている。

「年金だけでは老後は送れない」は真実！

年金受給者の現状を見ると、厚生年金のみ（共済年金受給者等は除く）の受給額の分布図を見る（2017年3月末現在）と総数約1,590万人中、月額10万円以下は約371万人（23%）、月額15万円以下は約833万人（53%）となる。国民年金のみの受給額の分布図を見ると総数約716万人中、5万円以下は約311万人（43%）となっている。そもそも国民年金のみの場合には、40年納付の満額でも老齢基礎年金月額約65,000円に過ぎない。そのため、老齢基礎年金のみの収入の場合、生活保護の生活扶助基準（生活費にあたるもので家賃や医療費は除く）が月額約73,000円なので、生活保護を受けざるを得ない人が増える。

最新の生活保護受給世帯・者（2019年4月現在）は、世帯で1,634,353、人員で2,081,339人であり、世帯・人員ともに前月よりも若干減少している。しかし、高齢者世帯は一貫し

て増え続け 895,2470 (55%) となっている。その内、単身世帯は 818,193 で、高齢者世帯の 9 割を超える。現在でも、厚生年金の月額 15 万円以下の受給者が約 833 万人 (53%)、国民年金のみの受給者約 716 万人であり、両方併せると 65 歳以上の高齢者の約 45% に相当する。報告書のモデル世帯の場合で今後老後に 2000 万円が必要であるとすれば、モデル世帯以下の年金しか受給できない高齢者は、安心して老後を送れないことになる。その意味では、報告書は正直なのである。

現役の年金加入者の状況は

6 月 27 日厚生労働省は、「平成 30 (2018) 年度の国民年金の加入・保険料納付状況について」を公表した。

*なお、政府は 5 年ごとに「年金財政検証」を行い公表することになっている。検証の会合は 3 月で終わっており、従来なら 6 月に公表していたのに未だ公表していない。厳しい結果を予測し、参院選以降に引き延ばした。またものデータ隠しである。

これによると、公的年金の加入者は 6,754 万人で、国民年金のみの加入者は 1,471 万人、厚生年金加入者 3,981 万人、共済組合加入者 447 万人、国民年金第 3 号被保険者（配偶者で主婦の人など）847 万人となっている。国民年金のみ加入者は前年度比 34 万人減少しているが、それは 2016 年度から短時間労働者（加入資格がパートなど、週労働時間 30 時間以上から 20 時間以上に改正された）の厚生年金の加入者が増えたためである。2018 年度の短時間労働者の加入者数は 43 万人となっている。短時間労働者は、厚生年金に加入できるようになったとは言え、保険料も低いので将来の年金額も低くなると問題がある。

しかし、問題は国民年金の納付状況である。「国民年金納付率上昇 68.1%」（朝日新聞、6 月 28 日付）との報道があるが、納付率には免除者（574 万人）は含まない。未納者 138 万人、未加入者 9 万人がおり、実際の納付率は 5 割に達しない。保険料が 5 割しか入らない保険は、保険としては機能しない。

年金制度の抜本的改善と医療・介護の無償化を

自公政権は、2004 年の年金制度改革で、これで「100 年安心」だと謳った。内容は、年金保険料の上限を、厚生年金で保険料率 18.3%（労使折半）、国民年金掛金月額 16,900 円とする（2017 年度から）。基礎年金国庫負担割合を二分の一に引き上げる。マクロ経済スライド（年金受給者が増えると支給額を減る仕組み）の導入であった。しかし、年金支給額は消費税増税などによる物価の上昇にも達しない改定に止まっている。「100 年安心」どころか、今も不安だらけの年金制度である。

老後の生活のためには、年金制度の改善、とりわけ低年金の人には最低保障年金の創設が必要である。現在国庫負担が二分の一を全額税方式に変え、月額 7~8 万円程度の最低保障年金を目指すべきである。財源は所得税の累進性の強化と 200 兆円の年金積立金の計画的な取り崩しである。厚生年金の改善は、保険料の労使負担割合の是正（西欧並みに使用者負担を 6~7 割に）、保険料の上限の引き上げによる累進性の強化を行う。その前提としては賃上げ、非正規労働者の正規化の実現が求められる。併せて、医療・介護等の無償化も検討しないと、今後年金だけでは生活できない人が膨大に発生する。

日本労働弁護団が学習会を開催

解雇無効時の労働契約解消制度

解雇の金銭解決に関する議論がすすんでいる。日本労働弁護団は、6月25日「解雇無効時の労働契約解消金制度」に関する学習会を開催した。

はじめに、主催者を代表して日本労働弁護団会長の徳住堅治弁護士が「解雇の金銭解決問題は、労働契約を解消できる制度であるので、労働者にとって重要な問題であり、労働法制にとって根本的な問題である。労働弁護団は制度の創設は必要なしという立場で対応してきたが、昨年6月、制度の必要・不必要は別にして、法技術的な論点について専門的な検討をおこなう『解雇無効時の労働契約解消制度に係る法技術論点に関する検討会』が発足した。昨年末から月一回ペースで開かれている。参議院選挙の結果次第では、制度の導入議論が急浮上してくる可能性がある」と学習会を開催した理由を説明した。



これまでの経過

水口洋介弁護士が、これまでの経過に触れたあと、検討会の議論の状況について説明した。

解雇の金銭解決が浮上してきたのは、2002年の労働政策審議会が「裁判所が解雇無効と判決した場合に、労使当事者のも申し立てに基づき、労働契約を終了させて、使用者に一定の金銭の支払いを命じることができる」制度の導入について建議したことに始まる。

2回目に問題になったのは、2005年の労働契約法制研究会の最終報告書である。「紛争の迅速な解決の観点から、解雇の有効・無効の判断と金銭解決の判断を同一裁判所において行う」というものである。前回に続き労使からの申し立てを前提にしたものであるが、解決金の性格は和解金か損害賠償か、一回的解決が可能か、使用者からの申し立ての問題点、反対意見が併記されたものであった。

今回は3回目にあたるが、2015年の「我が国の雇用慣行がとりわけ諸外国から見て不透明であるとの問題を解消し、雇用終了を巡る紛争処理の時間的・金銭的な予見可能性を高め、結果として、人材の有効活用や個人の能力発揮に資するとともに、中小企業労働者の保護を図り、対日直接投資の促進に資するように、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システムの在り方について具体化に向けた検討を進め、制度構築を図る」という日本再興戦略を受けて、閣議決定で「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」が設置された。2017年5月に同検討会の報告書がまとまった。検討会の結論は

賛否両論併記であるが、労働者のみが解雇の金銭救済を請求できる〈例3〉という方式が浮上してきた。そして2017年12月、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、解雇無効時の金銭救済制度の検討について「可能な限り速やかに、労働政策審議会において法技術的な論点について専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講じる」ことになった。そして、2018年6月に「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点に関する検討会」が設置された。

検討会の議論

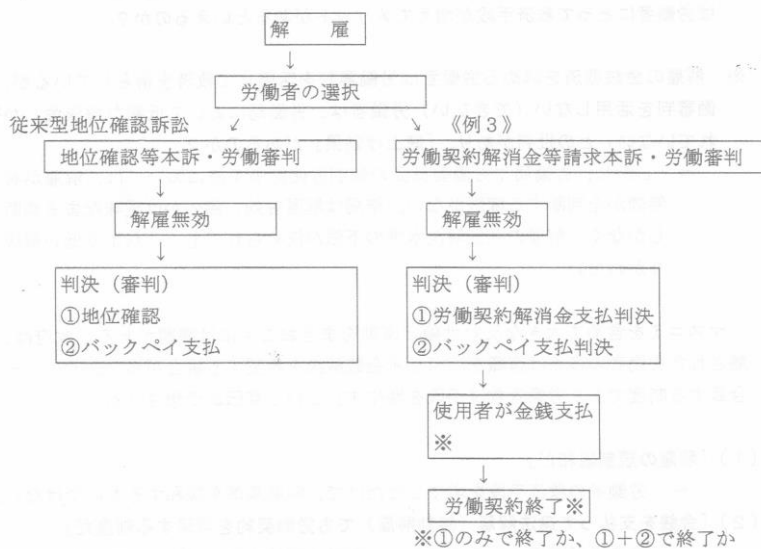
同検討会で議論されている制度とは、労働者が一定の要件を満たす場合に金銭の支払いを請求できる権利（労働契約解消請求権）を創設するもので、既存の地位確認請求訴訟もでき、使用者の申立は認めない

という制度である。対象となる解雇は、全ての解雇・雇止め。労働契約解消請求権の発生要件は、解雇がなされ解雇が無効であること、制度創設時は権利の行使方法を訴えの提起及び労働審判の申立に限る、労働契約解消請求権の権利行使は撤回できる、使用者の解雇の意思表示は形成権であり撤回できない。労働契約解消金は、無効な解雇として確認された労働者として

の地位を労働者の選択により解消することの対価と定義づけ、支払いによって労働契約が終了する。バックペイの発生期間は、解雇から金銭支払時まで。労働契約解消金の算定方法は、一定の算定式により算出された基準額を基に、解雇の不当性、労働者の帰責性の度合いを勘案して算定する方法が考えられ、労働者保護及び予見可能性の観点から上下限を設けることが適当。

さらに、中村優介弁護士が検討会の議論を詳しく説明した。座長の岩村正彦東大教授が3月に辞任し、山川隆一東大教授が就任した。労働者の申立権に限定した法技術的論点検討をしているわけだが岩村座長の論点をせっかちに議論するやり方ではなく、山川座長になって論点を総合的に再整理しているような印象を受ける。最近の議論では、請求権の名称を「解雇無効時の金銭救済請求権」と変更し、解消金の性質を労働契約解消金とバックペイとを別々のものとして整理しつつ両者の支払いがなければ労働契約が終了しない、有期雇用労働者の労働契約解消金の算定方法をどうするか、などかなり具体的な想定をもとに議論しているとのことであった。

【イメージ図】



問題点と課題

徳住堅治弁護士が、そもそも、この制度は必要ないものであるがと前置きしたうえで、解雇の金銭解決制度の問題点について指摘した。

労働者の救済手段を増やただけで解雇基準を緩和するものではない。違法解雇でも金銭を支払えば労働契約を解消できる。使用者のリストラの武器になる。いずれ使用者の申立を導入される可能性がある。解決金水準の上限・下限が設定されれば金銭解決水準は低くされる。ヨーロッパでも導入している国があるが、あまり活用されていない。

日本の労働運動は、解雇の自由を主張する使用者に対して、解雇権の乱用を規制する法理を勝ち取ってきたわけであり、地位確認だけでなく就労請求権を認めさせることが必要であると述べた。

賛成意見と反対意見

日本労働弁護団幹事長の棗一郎弁護士が、制度導入に賛成の意見と反対の意見を紹介し、職場での議論の活性化を促した。

賛成意見とは、「中小企業の労働者は解雇されても泣き寝入りしている人がほとんどだから、金銭救済制度で労働者を救済できる」「解雇されたらもう会社に戻りたくないという労働者が多い」「労働裁判では退職して金銭解決するのがほとんどである」など。

反対意見とは、「現在の労使交渉や労働審判などの手続きで解雇事件の解決は図られている」「退職を前提とする金銭和解が多いのは、使用者が無効な解雇を認めず職場復帰をさせようとしなからだ」「泣き寝入りが多いなら、裁判に訴える権利をサポートする制度をつくるのが先決である」「金を払えば首を切れるという風潮を助長する」「労働組合活動の弾圧手段に使われる」など。

法技術論先行の検討に不安の意見

連合東京の高村アドバイザーが「金銭解決制度の導入は必要ない。現行制度でも金銭解決が多い。産別協定が多くの労働者に適用されるヨーロッパと違い、転職すれば労働条件が下がる日本の雇用制度が問題である。制度導入をしようとしているのは規制改革論者だ」と発言した。

討論では、制度が必要か不要か議論ではなく、労働者の基本的権利を侵害する制度であるのだから、法技術に関する議論を進めることへの不安がだされた。「労働者を救済する制度ではない」「解雇無効、職場復帰を闘っている。選択肢が増えるというが、不当解雇について金を払えば解雇を認める制度である。会社に反抗するものはすべて解雇される」「金で契約を解消できる制度は法的に成り立たない」「解雇が無効かどうかの判断はいつ、だれがするのか。結局、雇用と金をセットにして解決する制度ではないか」「以前、最高裁が金銭解決制度は法的スキームとして成り立たないと判断したが、いまはどうなっているのか」という発言があった。

検討会での議論はかなりすすんでいる印象を受けた。労働政策審議会に掛けられる前に、潰しておかなければならない課題である。(伊藤)

移住者と連帯する全国フォーラム・東京2019

鳥井 一平（移住連代表理事）

会場の日本教育会館大ホールは参加者で満杯となった、
というか溢れ、沸きかえり、900人を越えた。6月1
日、2日の2日間にわたって、『移住者と連帯する全国フ
ォーラム・東京2019』が開催された。この全国フ
ォーラムは、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）
が中心となって、1997年から隔年で、各地で実行委
員会を組織し、開催されてきた。東京での開催は199
9年以来20年ぶりとなる。実は東京開催は2014年から準備されてきた。外国人労働者
の受入れ論議が、オリンピック・パラリンピックの2020年東京開催決定を機に再沸騰し、
新たな受入れが始まるとの予測と、安倍政権がオリンピック・パラリンピックブームを利用
した政治焦点化をしてくるだろうとの見込みから東京での開催が検討されてきた。折しも4
月から在留資格「特定技能1号・2号」が施行され注目は高まった。



全国フォーラムのこれまでの特徴は、参加者の層にある。毎回、若い世代、そして女性の
参加者が大半を占める。「次の社会」の担い手にとって、移民社会、多民族・多文化共生社会
のこれからに大きな関心があることを示しているのだろう。それに加えて、今回はニューカ
マー移民二世代の参加が多かった。メインの企画もサヘルローズさんと矢野デイビッドさ
んのトークであり、参加者の感動を引き起こした。

また、もう一つの特徴は、労働組合が組織的に取り組んだことだろう。実行委員会の共同
代表に西川都労連委員長が名を連ねていることはもちろん、実行委員会、事務局の運営に都
労連が中心的存在として大きく関わった。この意味は大きい。外国人労働者とその家族の生
活と権利の課題に対して、労働組合の果たす役割は大きい。

15のテーマの分科会では、熱心な討議が行われ、いずれも「時間切れ」を惜しむような
状況であった。抛るの交流会は連合会館のホールをこれもまた会場溢れる参加者で熱く連帯



が交わされた。

2日目の全体会では、今回の入管法改定と
総合的対応策の制度解説と6月1日に移住連
から発表された『移民社会20の提案』によ
る政策提言が提起された。ディスカッション
では移住、定住する当事者による活発な議論、
問題提起があった。今、ホットな話題である
ことは間違いないが、これからの10年、5
0年、100年を考えていく課題であること、

民主主義の深化がどこにあるのかを示す課題であるとも言える。外国人労働者を使い捨て労働力とさせない、働く仲間、同僚、地域の隣人として、一緒にこの社会を担う仲間としていく取り組みを、労働組合がつくっていくことが求められる。労働組合の出番である。

全国フォーラム実行委員会報告ページ <https://tokyoforum2019.jimdofree.com/>

外国人技能実習制度の問題点と労働運動の課題

小山 正樹

(JAM 参与・在日ビルマ市民労働組合(FWUBC)顧問)

外国人技能実習制度は 1990 年代から始まるが、これまでに、米国国務省、国連自由権規約委員会などから「強制労働」「人身取引」と厳しく指摘されてきた。「技能実習生の保護」を掲げた初めての法律である「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(技能実習法)が施行されたのは 2017 年 11 月 1 日である。

そして改定入管法が、2018 年 12 月に可決・成立し 2019 年 4 月から施行された。この改定により、「特定技能」という新しい在留資格が設けられて、人手不足の分野へ外国人労働者の受け入れを拡大することになる。

実は、外国人技能実習法では、第 9 条 9 に技能実習計画の認定基準として「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」と定められている。しかし、労基法、最賃法も承知で違反する事例は、無くならない。昨年改定入管法案の国会審議のなかで、政府は「日本人と同等以上」ということを繰り返し答弁していた。「同等以上」をどのように担保するのか。その具体的方策は何もない。

◆技能実習制度の問題点

外国人技能実習生の過酷な労働実態は、なぜ改善されないのか。その要因は、技能実習制度の構造的な問題にある。

第 1 に、技能実習生は非常に弱い立場に置かれており、使用者と対等な労働契約関係には絶対になれない構造がある。実習生の多くは本国で多額の借金をして来日している。送り出し機関への支払いが多額であり、その額を家族、親戚や、ブローカーなどから借金をしている。実習生が実習実施企業に対して違法行為の指摘や、不満を言うと「強制帰国」の脅しをかけられる例が多い。帰国させられると借金だけが残る。だから我慢するしかないということになってしまう。ここに、使用者(実習実施者)と実習生が対等な労働契約関係には絶対になれない構造がある。

第 2 に、他へ移動する自由がないことである。技能実習制度は、「開発途上国への技能、技術の移転と人づくりに協力する国際貢献」だとするタテマエになっている。「技能実習」を実施するというタテマエがあるので、実習生の自由な意思で職場移動することができない。技

能実習法では、技能実習実施企業において技能実習の継続が困難になった場合に、技能実習機構が移動の支援をする制度ができているが、実習実施企業で継続できない正当な理由があっても、実習生が自ら訴え出るとは極めて困難である。

第3に、人手不足で外国人技能実習生を受け入れている大半は零細企業であることだ。従業員10人未満が50.4%を占めている。零細企業は、仕事をもらう発注者との価格交渉力は極めて弱く、適正な価格での取引ができていない。弱い立場の外国人労働者から違法に搾取することでしか事業が成り立たないというのがサプライチェーン最底辺の構造的問題である。

◆発注元企業の社会的責任を問う活動

ミャンマー人技能実習生が働いていたK社では、衣料品販売大手の「株式会社しまむら」の商品の値札付け、分類梱包などの作業をしていた。K社が人権侵害・労基法違反など悪質な行為を行っていたため、FWUBCとJAMは、「しまむら」に対して、発注元企業がその社会的責任として、直接の契約関係がないとしても、事実関係の調査と再発防止に向けた具体的な対策をとることを2018年11月に要請。JAMは、その後も「しまむら」と継続して話し合いをもっており、外国人技能実習に関する調査と再発防止のための具体的対策を作って社会的に公表することを求めている。

◆共生の時代における労働運動の課題

すでに146万人の外国人労働者が働いている。さらに新たな外国人労働者が入ってくる。技能実習の現場では、人権侵害や違法行為が無くならない。外国人労働者のいのちと権利を守る取り組みは、労働運動なくしては成り立たない。これは労働者の連帯の問題であり、労働組合の基本的な役割である。

具体的には、第1に、外国人労働者を労働組合に組織化することである。問題が起こった時の解決方法としては、労働組合による団体交渉が最も有効である。団体交渉は法違反を是正させるだけでなく、待遇の改善を要求し交渉することができる。孤独に苦闘する外国人労働者を、閉鎖的な職場空間から仲間のいる空間へ引き出せるのは労働組合である。しかし、難しいのは言葉の問題である。言語別労働組合の組織化も一つの形態である。地域での組織化も必要である。

第2に、母国語による労働相談を受ける態勢を労働組合のネットワークで作り上げることが重要である。労働組合役員OBやボランティア通訳などの協力を得て、相談を受ける態勢作りを検討して欲しい。そして、労働相談から組織化へ進めること。労働組合の基本である。

第3に、労働相談や労働組合への組織化も含め、ナショナルセンターが前に出て「外国人労働者支援センター」(仮)を立ち上げ、全国的なネットワークを構築することを検討して欲しい。また、送り出し国の労働組合との国際的連携も重要な課題である。

第4に、各労働組合の労使関係の中で、サプライチェーンの底辺で働く外国人労働者への違法行為や人権侵害を根絶するために、サプライチェーンにおける法令遵守と適正な価格での取引の実現を労使の課題として取り組むべきである。

労働運動が取り組みを強化することによって、弱い立場の外国人労働者のいのちと権利を守っていかなければならない。

地域間格差をなくし、全国一律最賃の実現を！

～いますぐどこでも最低賃金時給 1500 円をめざそう～

毎日新聞、東海林智記者の記事です。(6月8日東京都内版)

2019年(令和元年)6月8日(土) 都内 東京 20

より良い時給求め若者が地方から流出 同じ仕事で隣の店と年20万円の差 賃金決定の審議会の議論は不透明

地域間格差をなくし、全国一律最賃の実現を！
「最低賃金時給1,500円をめざそう」
 6/6 院内集会
主催：最低賃金大増上げキャンペーン委員会



組合で取り組む最低賃金引き上げ運動を報告する生協
 労連の柳恵美子委員長(中央)＝衆院第二議員会館で

組合を開いたのは、個人加盟の労働組合や地域労組、産業別組合など。つくる「最低賃金大増上げキャンペーン委員会」。2014年に米国でファストフード労働者が時給15ドルを求めて世界的にストなどのキャンペーンを始めたのに呼応して、日本でも最低賃金の引き上げなどを求めてきた。近年は額の引き上げと同時に全国一律の最賃制度を求める運動も強めている。

最賃(18年改定)は最も高い東京が885円(時給)なのに、最も低い鹿児島県が761円(同)と224円の開きがある。こうした最賃の格差が地方から若年労働者や活力を奪っている指摘

全国一律の最低賃金(最賃)やその大幅引き上げを求める労働組合などが6日、千代田区の衆院第二議員会館で集会を開いた。集会には国会議員や最低賃金の時給で働く非正規労働者などが参加、地域間格差の拡大や最賃額を決定する審議会の議論の不透明さなどをアピールした。(東海林智)

全国一律1500円の最低賃金を

千代田 労組など集会 切実な声次々

する声も高まっている。だが、最賃が地域に
 労組や野党だけでなく、
 自民党の中にも一律の最
 賃金も地域で違う。1時
 間の時給で何が食べられ
 るか考えると、鹿児島島
 集では国会議員のほ
 か、現場の労働者が生友
 しい実態を報告した。全
 国一般三多摩労働組合の
 渡辺香織さんは、東京都
 や埼玉県で展開するクリ
 ーニングのチェーン店で
 受付の仕事をしている。
 時給は最賃に近い額。東
 京と埼玉が入り組む地域
 で、埼玉の店が働く渡辺
 さんは、東京の店より
 労働者に比べ87円時給が
 安くなる。それは東京と
 埼玉の最賃額の違いと重
 なる。渡辺さんは「東京
 も埼玉もしている仕事は
 まったく同じ。けれど、
 年間にすれば20万円近い
 差があるのはなぜなの
 か」と憤りをあふつけた。
 生協で働く人を作る生
 協労連の柳恵美子委員長
 は「生協は各地で同じ値
 段で同じ商品を売ってい
 る。だが、最賃が地域に
 よって違うから労働者の
 賃金も地域で違う。1時
 間の時給で何が食べられ
 るか考えると、鹿児島島
 の組合員は224円分多く
 働かないと東京と同じも
 のは食べられない」と地
 域別最賃の問題点を指摘
 した。
 また、いしがた青年エ
 ニオンの山崎武央さん
 は、最低賃金が各地の審
 議会でのどのように決めら
 れているのか、情報公開
 で議事録などを請求して
 さん、東京の店でも働く
 労働者には作っていない例もあ
 り、公開度が最も高いの
 は鳥取県で、最下位は東
 京都だったと報告した。
 山崎さんは「額が決まる
 経過の議論が分からない
 のでは、最賃が民主的に
 決まっていると言えぬの
 か」と疑問を呈した。キ
 ャンペーンでは今後も最
 賃問題への取り組みを社
 会的な運動として進める
 としている。

「全国一律最賃」と「最低賃金時給1500円」の実現を 労働運動の課題にしよう

河添 誠（最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会）

今年に入って、最低賃金をめぐる情勢は大きく変化した。自民党内有志からも「最低賃金は基本的人権そのもの」と捉え、「全国一律最賃」をめざす「最低賃金一元化推進議員連盟」が2月に誕生した。その議連は、引き上げを強く主張する経済評論家や研究者のみならず、日弁連、全労連など労働組合からもヒヤリングをおこなうなど、これまででは考えられないうごきがあった。

これは、この数年間の最低賃金の大幅引き上げを求める労働運動や社会運動の展開の反映であるとともに、地方経済の疲弊からくる経済政策としての最賃大幅引き上げ／全国一律化の必要性が高まっていることの反映であると思われる。

参院選にあたって主要政党は、維新をのぞくすべての政党が、最低賃金の引き上げについて公約を掲げている。

この情勢をとらえて、労働運動や社会運動がどれだけ最低賃金大幅引き上げに取り組むかということが問われているが、最低賃金の課題は、労働運動の中心課題とはなっておらず、反貧困運動においても最低賃金大幅引き上げが中心的な課題として取り組まれているというわけでもない。最低賃金の大幅引き上げは、中心的に取り組む運動団体や運動ネットワークが大きく展開することのないままに、宙に浮いた課題となっているといえるかもしれない。

さて、運動潮流を超えた労働組合が集まっている「最低賃金大幅引き上げキャンペーン」では、この間、いくつかの行動をおこなってきた。

4月17日には、厚生労働省交渉を行い、地方最低賃金審議会の公開度（審議会の傍聴、議事録の記載内容、公開など）について問題点を指摘してきた。



6月6日には、院内集会「地域間格差をなくし、全国一律最賃の実現を！～いますぐどこでも最低賃金時給1500円をめざそう～」を開催した。初鹿明博衆院議員（立憲）、大門実紀史参院議員（共産）からあいさつを頂いた。参院選に向けて、「全国一律化」「大幅引き上げ」を政治課題にしていこうと開催したのである。

参院選に向けては、最低賃金に関する政党アンケートを送付し、立憲民主党、共産党、社民党、れいわ新選組の4党から回答

があった。これも近々、ネット上に掲載して選挙の争点の一つとして広げて行きたい。

7月4日には、中央最低賃金審議会が開かれ、10月に改定される最賃の「目安」の審議が始まった。会場となった厚生労働省前に集まりシュプレヒコールを上げた。全労連の行動団も来ていたので、ともに声をあげた。

傍聴した仲間は、「これからは非公開にします」との審議会会長の運営に抗議して「公開審議が基本のハズだ」と声をあげたが、傍聴者は会場から出されてしまった。



中央最低賃金審議会は、7月30日に「目安」を決定する予定である。8月に入れば、地方最低賃金審議会が開かれる。お盆前には多くの都道府県で地域最賃が決定される。

毎年のものであるが、当事者がほとんど関わることができないままに密室で最低賃金の水準が決まってしまうことの問題性は大きい。最低賃金大幅引き上げキャンペーンとしては、これまで地方最低賃金審議会の議事録すら公開されていない実態を問題にしてきたが、引き続き、審議の公開を求めて行くとともに、非正規労働者などの低賃金労働者の声と生活実態が反映される審議会のあり方を追及して行きたい。

さらに、低賃金労働者を地域で、職場で巻きこみながら、労働運動本体が最低賃金問題を重要課題として取り組み、「全国一律最賃」と「最低賃金時給1500円」の実現をはかるうねりを作って行く必要がある。

< 編集後記 >

参議院選挙が始まった。年金問題が浮上してきた。金融庁報告書のモデルケースの場合、1カ月263,718円の支出があり、実収入は社会保障給付191,880円その他の収入を合わせても209,198円、差額54,520円足りないというのである。現在の最低賃金の全国加重平均は時給874円。月163時間労働で142,462円、年収約170万円である。最低賃金時給1500円の要求は月163時間労働で244,500円である。ささやかな要求である。年金生活者にしても、最低賃金で働いている人も、これでは生活できないのは事実である。

将来の自分の老後をどうするのか、将来の子どもたちの生活をどうするのか、労働運動の課題である。参議院選挙で立憲野党の前進を勝ち取るとともに、企業の顔色を窺いながら自分の賃上げだけを考えるような労働運動を卒業して、働く人みんなが幸せになれる社会をどうつくるのか、そのために労働運動は何をすべきか、真剣に考えなければ労働運動そのものの存在価値を失ってしまうだろう。(I)